

本学教員による研究費の不正使用について

この度判明した本学教員による研究費の不正使用事案に関し、本学が行った調査及び対応等は、下記の通りです。

記

I. 発覚の経緯

下記Ⅲ3「不正に関与した研究者」（以下「当該教員」という。）に対し、令和元年度内部監査の実施について連絡を行ったところ、当該教員から研究費を不正に使用したとの申し出があったことから、本事案が発覚するに至った。

II. 調査の実施

1. 調査体制

学外委員2名（弁護士・公認会計士）を含む以下の委員で構成された調査委員会

委員長	横山 吉樹（理事 統括管理責任者）
委員	田口 哲（札幌校キャンパス長 管理責任者）
委員	渡部 基（教授 札幌校）
委員	安藤 秀俊（教授 旭川校）
委員	小川 邦彦（総務部長）
委員	成田 憲隆（財務部長）
委員	平田 唯史（弁護士（阿部・千崎・平田法律事務所））
委員	北村 好孝（公認会計士（監査法人ライトハウス））
委員	後藤 泰宏（理事）

2. 調査内容

- (1) 調査期間：令和元年11月5日～令和2年1月30日
- (2) 調査対象：当該教員に配分された全ての公的研究費（運営費交付金・科研費・委託研究費）
- (3) 調査方法：調査対象の執行内容（物品、旅費、謝金）についての書面調査（現物確認を含む）及び関係者へのヒアリング

III. 調査結果

1. 不正使用された研究費

「戦略的イノベーション創造プログラム」（スマートバイオ産業・農業基盤技術）委託試験研究に係る委託研究費※

※ 農林水産省所管 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）から配分された競争的資金

2. 不正の種別

謝金の目的外使用及び架空請求（カラ謝金）

3. 不正に関与した研究者

所属・職：北海道教育大学教育学部札幌校・准教授

氏名：出口 哲久

4. 不正の具体的な内容

(1) 動機

計上した予算額を使い切ろうと考えたこと。

(2) 背景

当該教員は、研究内容に即した具体的な用途を考えるとなく、必要額以上の予算を計上したうえ、予算を使い切らなかった場合には翌年度の予算が減らされるものと誤認し、計上した予算額を使い切るため、不正使用を行うに至った。

(3) 手法

① 目的外使用

当該教員は、委託を受けた研究と関連性が認められない業務に従事させていた謝金業務従事者に、勤務実態と異なる内容を出勤簿に記載させたうえ、本学事務局に対し、当該出勤簿に記載された内容に基づく謝金の支払を依頼した。

② 架空請求（カラ謝金）

当該教員は、謝金業務従事者に、勤務実態と異なる終業時刻を出勤簿に記載させ、本学事務局に対し、当該出勤簿に記載された内容に基づく謝金の支払を依頼した。

(4) 不正に支出された研究費

研究資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度
委託研究費※1	96,300円※2	平成30年度
計	96,300円	

※1 平成30年度委託研究費（直接経費）配分額1,000,000円

※2 うち目的外使用86,400円、架空請求（カラ謝金）9,900円

(5) 私的流用の有無

無

IV. 再発防止策

1. コンプライアンス意識の向上

- (1) 研究費不正使用防止に関する学長緊急声明を発出し、コンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、従前から行ってきた公的研究費の不正使用防止に関する説明会（コンプライアンス教育）の説明内容をより充実させるとともに、開催方法を工夫・改善して、教職員の意識向上を図る。
- (2) 学部学生・大学院生向けに研究倫理教育・コンプライアンス教育のリーフレットを作成・配付し、研究倫理教育・コンプライアンス教育を実施する。

2. 不正使用の防止

- (1) 本学の不正防止マニュアルに、本事案の具体例、謝金業務手続きの改定内容を盛り込み、コンプライアンス教育において周知徹底を図る。
- (2) 謝金業務実施の際に財務事務担当者から行うこととしている、謝金業務従事者に対する業務条件の説明について、競争的資金のみならず、運営費交付金を含めた全ての公的研究費を対象に行うこととする。また、新たに、誓約書の徴取、出勤簿の事務室での管理、勤務日ごとの出勤状況・成果物等の確認を行うこととし、謝金業務の実施体制及び確認体制を強化する。
- (3) 競争的資金等の受入及び執行に関し、留意点等（使用ルール）に関する打合せの場を設けるなどして、教員と担当事務が情報共有を図り、事務職員による事務手続きのサポート体制を強化する。

V. 本学が行った措置

1. 委託研究費の返還

生研支援センターに対し、本学から不正に支出された金額（加算金等含む）を令和2年6月19日付けで返還した。

2. 公的研究費の取り扱い

本調査開始後、当該教員に係る公的研究費の一時使用停止を命じた。

3. 当該教員の処分

本学就業規則に基づき、当該教員に対し処分を行う予定。

以上